

## ケアスタッフ訪問介護 重要事項説明書

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0598-53-2535 午前8時半～午後5時半（月曜日～日曜日）

担 当 甫本 雅生

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ケアスタッフ指定訪問介護事業所
事業所番号	2470700192
所在地	三重県松阪市下村町898-1笑顔の家
サービス提供地域	松阪市（飯南町・飯高町は除く）、多気町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管 理 者	ヘルパー2級	1名	0名	管理	1名
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	ヘルパー2級	2名	0名	業務監督調整	2名
従 事 者	1級修了者	0名	0名	訪問介護	0名
	2級修了者	3名	13名	訪問介護	16名
	介護福祉士	0名	1名	訪問介護	1名

(3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 午前8時～ 午後6時	早 朝 午前6時～ 午前8時	夜 間 午後6時～ 午後10時	深 夜 午後10時～ 午前6時	備考

月～日	○	○	○	×	
-----	---	---	---	---	--

- ① 時間帯により料金が異なります。
- ② ×印のサービスの提供時間帯のご利用についてはご相談に応じます。

#### (4) その他の休業日

休業日は特にございません。

### 3 サービス内容

サービス開始前に利用者の方やご家族とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則(自己決定・残存能力の活用・生活の継続性)」を守り、利用者の自立した生活の実現にむけ援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。

#### ① 食事介助

食事はできるだけ離床して行なうようにするとともに、介護用品等の利用によりご自分で食事ができるようにケアします。また利用者とのコミュニケーションを取りながら、その人のペースで食事ができるように行い、楽しい雰囲気づくりにも心がけます。

#### ② 入浴介助

安全に留意し、心身に過度の負担をかけないようにするとともに、利用者のペースは尊重し、楽しみな入浴とします。体調のすぐれない日は入浴を避けたり、入浴中に体調の変化があったときは、ただちに中止し、家族や医師の指示を仰ぐなど適切に対処します。

#### ③ 清拭

心身に過度の負担をかけないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせで行ないます。

#### ④ 排泄介助

できるだけトイレを利用するよう援助しますが、それでも無理な場合は、すぐにおむつを使うのではなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えるなど、できる限り自立した排泄手段を考えて援助します。

#### ⑤ 買物

利用者の希望や要望を尊重してヘルパーが行います。

#### ⑥ 調理

利用者の身体状況、咀嚼力、嚥下力、消化力にあわせた調理方法、栄養バランス、好み、味加減や経済性、継続性を総合的に考え、援助内容を組み立てます。利用者の食習慣を尊重しつつ、改善できる部分は利用者と話合っ行って行ないます。

#### ⑦ 掃除・整理整頓

利用者の生活空間や掃除方法は、長年の生活習慣がありますので、必ず、利用者や家族の同意を得てから行ないます。常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけるとともに、作業は効率よく行ないます。

#### ⑧ 洗濯

衣類の素材や量に応じた、適切な洗濯を行ないます。

#### ⑨ 受診付添

タクシー等に同乗して医療機関への受診付添のほか、処方された薬の受け取りを行ないます。

#### ⑩ 介護相談

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助につなげるようにします。

#### ⑪ 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・ご家族のために行なう行為や、ご家族が行なうことが適当と判断できる行為
- ・ヘルパーが行なわなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を超える行為

(例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輛の清掃、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え)

### 4 利用料金

#### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割で、下記のとおりです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

サービス内容	30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間半未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	245円	388円	564円	80円を追加
身体生活		312円	内容により異なる	
サービス内容	20分～45分 未満	45分以上		
生活援助	183円	225円		

※ 訪問介護事業所と同一建物または隣接する建物に居住する場合は上記の10%減額となります

※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※ 追加料金については、その内容についても異なります。

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、

担当者等がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

- ① ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合：無 料
- ② ①以外の場合 : 500円

(4) その他

- ① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法  
毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、22日までにお支払下さい。  
お支払い方法は、現金・振込み・口座引き落としの中よりお選びください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 当事業所のサービスを利用するに当たり、利用者の方で契約している居宅介護支援事業所がある場合は、事前に同所の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ・利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
  - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサー

ビス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。施設の持つ様々な機能を生かして、施設全体で利用者の在宅生活を援助します。

### (2) サービス利用のために

#### ① ホームヘルパーの変更

変更希望者はお申し出ください。ご相談に応じます。

#### ② ヘルパーへの研修

研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。

#### ③ サービスマニュアルの作成

訪問介護計画書等のサービスを提供するための利用者別のマニュアルを整備しております。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8 事故発生時の対応

事故発生時、速やかにご家族、居宅介護支援事業者、市町村へ連絡いたします。

利用者から損害賠償の請求があった場合、居宅介護事業者賠償責任保険にて対応いたします。

(東京海上火災保険)

## 9 サービス内容に関する苦情

訪問介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し込みください。

ケアスタッフ苦情受付窓口	担当	甫本 雅生
電話	0598-53-2535	FAX 0598-53-2536
受付時間	8時半～17時半(月曜日～日曜日)	

当事業所以外に、市町村や国保連合会に相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

松阪市介護高齢課介護保険係 電話 0598-53-4090

国保連合会介護保険係 電話 059-222-4165

## 10 当事業所の概要

法人名称	有限会社ケアスタッフ
代表者	代表取締役 甫本 雅生
法人本部所在地	三重県松阪市山室町2097-10
電話番号	0598-53-2535
法人設立	平成11年
併設事業(種別)	ケアスタッフ指定居宅介護支援事業所 ケアスタッフ指定福祉用具貸与事業所

平成 年 月 日

訪問介護の提供開始に当たり、契約書および本書面に基ついて重要な事項の説明を行ないました。

事業者

所在地	〒515-0043 三重県松阪市下村町898-1笑顔の家
名称	ケアスタッフ指定訪問介護事業所

説明者	氏名	㊟
-----	----	---

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	㊟

代理人	住所	
	氏名	㊟